

令和5年6月1日提出

令和5年6月市議会定例会

別冊 説明書・参考

〔議案第59号及び議案第60号〕

島 田 市

説 明 書

議案第59号 しまだ音楽広場条例を廃止する条例について

株式会社まちづくり島田が、所有する「ぴ〜ファイブ音楽広場」を民間事業者に譲渡することに伴い、市が一部を借り受けて設置した「しまだ音楽広場」を令和6年3月31日をもって閉鎖する必要が生じたため、条例を廃止し、令和6年4月1日から施行しようとするものです。

議案第60号 指定管理者の指定期間の変更について

株式会社まちづくり島田が、所有する「ぴ〜ファイブ音楽広場」を民間事業者に譲渡することに伴い、市が一部を借り受けて設置した「しまだ音楽広場」の指定管理期間満了日を、令和7年3月31日から令和6年3月31日へ変更しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

目 次

議案第60号	指定管理者の指定期間の変更について	
	◇指定期間を変更する理由及び指定管理の状況	----- 1

議案第60号 参 考

指定期間を変更する理由及び指定管理の状況

1 指定期間を変更する理由

「しまだ音楽広場」は、株式会社まちづくり島田が所有する施設である「ぴ〜ファイブ音楽広場」の一部を借り受けて設置している。

株式会社まちづくり島田が「ぴ〜ファイブ音楽広場」を民間事業者に譲渡することに伴い、「しまだ音楽広場」を令和6年3月31日をもって閉鎖する必要が生じたことから、指定の期間を変更したい。

2 指定管理の状況

施設の名称	指定の期間	指定管理者
しまだ音楽広場	令和2年4月1日～ 令和7年3月31日	株式会社まちづくり島田